

21550-1450  
令和元年10月18日

宮崎県 総務部  
財産総合管理課長



令和2・3年度 設備維持管理業務の入札参加資格審査申請定期受付について（依頼）

このことについて、下記のとおり申請書の受付を行いますので、貴協会会員への周知方お願いします。  
なお、今回の申請は、令和2・3年度に有効となる入札参加資格者名簿の定期審査受付であり、現在登録されている方を含め、登録を希望されるすべての方の申請が必要です。

記

1 受付期間

令和元年11月1日（金）から令和元年11月29日（金）まで  
午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

2 受付場所（問合わせ先）

〒880-8501 宮崎市橘通2丁目10番1号  
宮崎県総務部 財産総合管理課 庁舎保全担当  
（電話）0985-24-0540

3 対象業務

- (1) 電気設備の点検及び保守に係る業務
- (2) 家用発電設備の点検及び保守に係る業務
- (3) 消防用設備の点検及び整備に係る業務
- (4) 電話構内交換設備の点検及び保守に係る業務
- (5) 家用電気工作物の保安及び管理に係る業務
- (6) 冷暖房設備の運転及び監視に係る業務
- (7) 冷暖房設備の点検、保守及び整備に係る業務
- (8) 昇降機設備の点検及び整備に係る業務
- (9) 井戸用ろ過設備の点検及び保守に係る業務
- (10) 自動ドアの点検及び保守に係る業務
- (11) 地下タンク等の点検に係る業務

4 申請書類

申請書類は、宮崎県総務部財産総合管理課、各県税・総務事務所、西臼杵支庁総務課、串間土木事務所、西都土木事務所です。

また、宮崎県庁ホームページからもダウンロードできます。アクセス方法は、県庁ホームページの「トップ」→「県政情報」→「入札・調達・売却」→「入札制度・手続き」です。

（URL：[http://www.pref.miyazaki.lg.jp/zaisansogokanri/kense/chotatsu/20191101\\_setsubimeibo.html](http://www.pref.miyazaki.lg.jp/zaisansogokanri/kense/chotatsu/20191101_setsubimeibo.html)）

また、今回より様式の改正が行われていますので、ご注意ください。

担当：庁舎保全担当 高橋・佐藤

電話：(0985) 24-0540

## 令和2・3年度設備維持管理業務の入札参加資格審査申請定期受付のお知らせ

宮崎県が発注する次に掲げる業務の入札に参加しようとする場合は、「庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱」(平成6年11月1日、宮崎県告示第1058号の3)に基づき、設備維持管理業務入札参加資格者名簿への登録を必要とします。

つきましては、下記により審査申請書の定期受付を行いますので、ご希望の方は設備維持管理業務入札参加資格審査申請書を提出してください。

なお、今回の申請は、令和2・3年度に有効となる名簿の定期受付で、現在登録されている方を含め、登録を希望されるすべての方の申請が必要です。

- (1) 電気設備の点検及び保守に係る業務
- (2) 自家用発電設備の点検及び保守に係る業務
- (3) 消防用設備の点検及び整備に係る業務
- (4) 電話構内交換設備の点検及び保守に係る業務
- (5) 自家用電気工作物の保安及び管理に係る業務
- (6) 冷暖房設備の運転及び監視に係る業務
- (7) 冷暖房設備の点検、保守及び整備に係る業務
- (8) 昇降機設備の点検及び整備に係る業務
- (9) 井戸用ろ過設備の点検及び保守に係る業務
- (10) 自動ドアの点検及び保守に係る業務
- (11) 地下タンク等の点検に係る業務

### 記

#### 1 審査申請書受付期間

令和元年11月1日(金)から令和元年11月29日(金)まで

午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

※郵送による場合は、受付終了日である令和元年11月29日(金)までに必着のこと。

#### 2 審査申請書受付場所

〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 (県庁本館1階)

宮崎県 総務部 財産総合管理課 庁舎保安担当 (電話)0985-24-0540

#### 3 次に該当する者は、申請を行うことができません。

- 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- 登録を取り消された者で、その取り消しの日から2年を経過しないもの
- 申請を行おうとする業務に関し、法令上必要とする許可を受けていない者  
また、当該契約の履行に関し官公署の許可、認可等(以下「許可等」)を要する場合において、許可などを得ていない者。例えば、上記業務の(5)自家用電気工作物の保安及び管理に係る業務を申請する場合、電気事業法施行規則第52条の2で定める外部委託先の要件をみたしていない者であること等
- 宮崎県内に事務所又は事業所等を有しない者
- 申請書を提出しようとする年の10月1日現在において、営業を開始した日から2年を経過しない者又は営業を停止し、若しくは休止した者で、営業を再開した日から2年を経過しないもの。
- 県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)、地方法人特別税、特別法人事業税及び軽自動車税の環境性能割並びにこれらに附帯する徴収金に未納がある者
- 消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に未納がある者

- 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 3 条第 3 項及び厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 6 条第 1 項の適用事業所である者であつて、健康保険料又は厚生年金保険料に未納があるもの

- 労働保険料に滞納がある者

#### 4 審査申請書配布場所

財産総合管理課、各県税・総務事務所、西臼杵支庁総務課、串間土木事務所、西都土木事務所(宮崎県庁ホームページからもダウンロードできます。アクセス方法は、県庁ホームページの「トップ」→「県政情報」→「入札・調達・売却」→「入札制度・手続き」です。)

(URL: [http://www.pref.miyazaki.lg.jp/zaisansogokanri/kense/chotatsu/20191101\\_setsubimeibo.html](http://www.pref.miyazaki.lg.jp/zaisansogokanri/kense/chotatsu/20191101_setsubimeibo.html))

また、今回より様式の改正が行われていますので、ご注意ください。

なお、この申請により提出される書類は、本名簿の趣旨以外の目的では使用しません。

令和元年10月18日

宮崎県

## 設備維持管理業務入札参加資格審査申請の注意事項

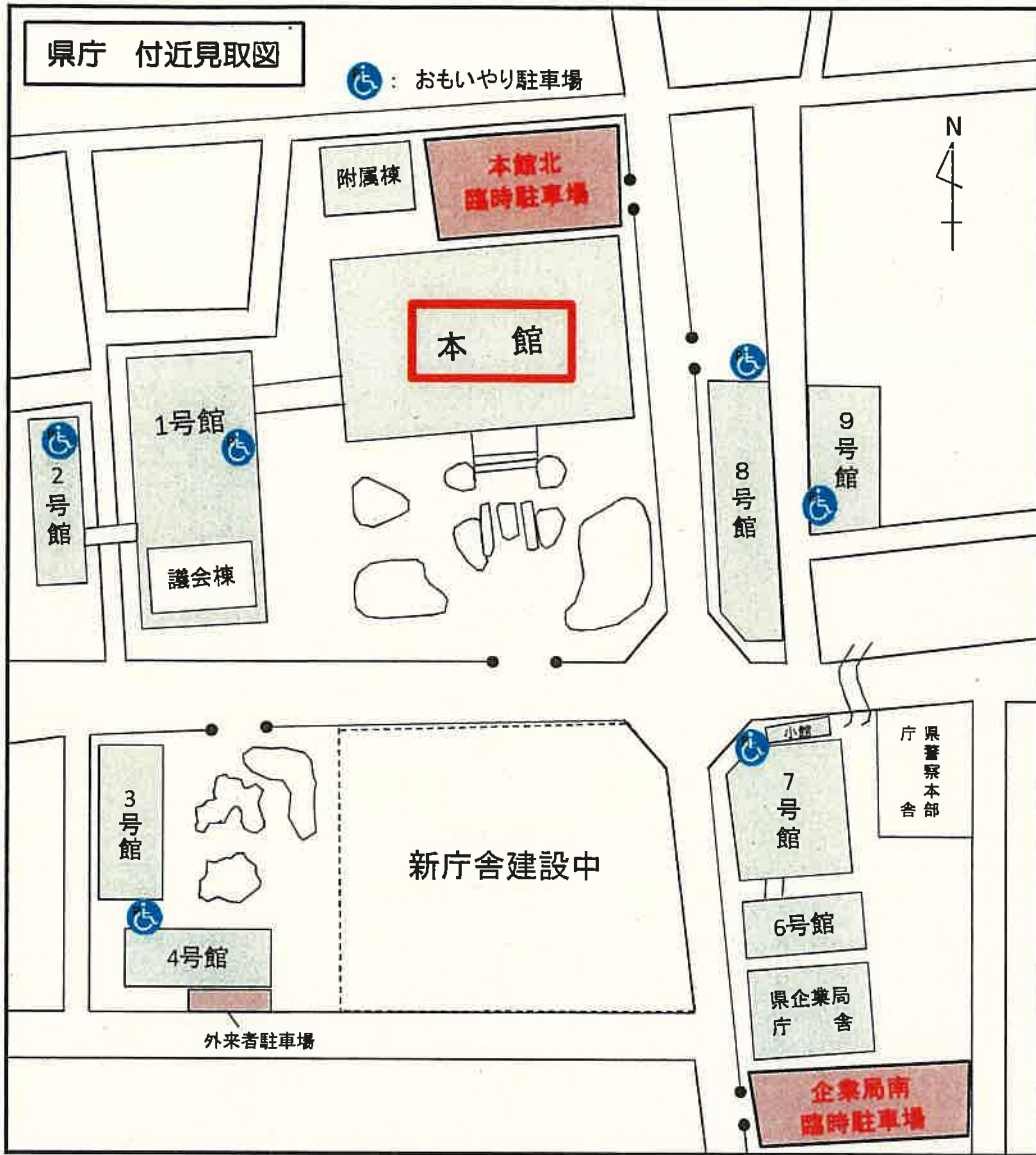
宮崎県総務部財産総合管理課  
令和元年10月18日

- 1 この申請により登録される設備維持管理業務入札参加資格者名簿は、設備点検等の委託業務発注において使用するもので、工事、県以外の発注など本名簿の趣旨以外の目的では使用しておりませんので、申請業務を確認の上、申請してください。
- 2 様式が一部改正されています。新様式で作成してください。
- 3 書類は全てA4版で提出してください。(証明書等の原本書類は除く)  
書類をファイルに綴じる必要はありません。
- 4 持参又は郵送にて申請してください。  
(郵送で申請書を送付する場合は、書留郵便又は配達記録郵便とし、受付終了日である11月29日までに必着としてください。)
- 5 申請者用チェックシートで、添付書類等を確認してから提出してください。  
チェック後のシートも併せて提出してください。
- 6 本店以外で登録される方は、委任状を2部添付してください。
- 7 以下の書類については、3ヶ月以内(令和元年9月1日以降)の日付のものとしてください。
  - ・登記事項証明書
  - ・身分証明書
  - ・納税証明書(県税)
  - ・納税証明書(消費税)
  - ・労働保険料等納入証明書
  - ・社会保険料等納入証明書

※納税証明書(県税)、納税証明書(消費税)、労働保険料等納入証明書、社会保険料等納入証明書は原本を提出してください。  
登記事項証明書、身分証明書はコピーでも構いません。
- 8 審査結果通知書を送付するため、宛先を明記した返信用定型封筒(郵便切手84円を貼付したもの)を添付してください。
- 9 審査結果は、設備維持管理業務入札参加資格審査結果通知書(以下「審査結果通知書」という。)により通知します。送付時期は令和2年3月初旬を予定しています。
- 10 次回更新受付期間は、審査結果通知書に掲載しますので、各自で管理してください。



### 申請書受付場所（県庁本館1階 財産総合管理課）



## 申請業務に係る資格の一覧表

申請業務	資格名称	略称 (注1)	必須又は任意 (注2)	
ア：電気設備の点検業務	第3種電気主任技術者以上	電験○種	いずれか1名以上必須	
	第2種電気工事士以上	電工○種		
イ：自家用発電設備の点検業務	第3種電気主任技術者以上	電験○種	いずれか1名以上必須	
	第2種電気工事士以上	電工○種		
	自家用発電設備専門技術者以上	自家発専門技術者		
ウ：消防用設備の点検業務	第1種消防設備点検資格者	—	いずれか1名以上必須	
	第2種消防設備点検資格者	—		
	消防設備士	甲種1類		消防設備士甲1
		乙種1類		消防設備士乙1
	消防設備士	甲種2類		消防設備士甲2
		乙種2類		消防設備士乙2
	消防設備士	甲種3類		消防設備士甲3
		乙種3類		消防設備士乙3
	消防設備士	甲種4類		消防設備士甲4
		乙種4類		消防設備士乙4
	消防設備士	甲種5類		消防設備士甲5
		乙種5類		消防設備士乙5
	消防設備士 乙種6類			消防設備士乙6
	消防設備士 乙種7類			消防設備士乙7
	消防設備士4類又は7類である者	第3種電気主任技術者以上		電験○種
		第2種電気工事士以上	電工○種	
防火設備検査員		—	任意	
2級建築士以上		—	任意	
防火対象物点検資格者		—	任意	
防災管理点検資格者		—	任意	
エ：電話構内交換設備の点検業務	第2種電気工事士以上		電工○種	いずれか1名以上必須
	電気通信工事担任者(新資格)	AI・DD 総合種	工事担任者 AI・DD 総合種	
		AI 第1種	工事担任者 AI1 種	
		AI 第2種	工事担任者 AI2 種	
		DD 第1種	工事担任者 DD1 種	
		DD 第2種	工事担任者 DD2 種	
	電気通信工事担任者(旧資格)	アナログ・デジタル 総合種	工事担任者アナ・デジ 総合種	
		アナログ第1種	工事担任者アナ1種	
		アナログ第2種	工事担任者アナ2種	
		デジタル第1種	工事担任者デジ1種	
		デジタル第2種	工事担任者デジ2種	



申請業務	資格名称		略称 (注1)	必須又は任意 (注2)
オ：自家用電気工作物の保安業務	第3種電気主任技術者以上		電験○種	1名以上必須
カ：冷暖房設備の運転業務	冷凍機械責任者	第2種以上	冷凍○種	任意
		第3種	冷凍3種	任意
	ボイラー技士	1級以上	—	任意
		2級	—	任意
	ボイラー取扱技能講習修了者		—	任意
	危険物取扱者	乙種第4類以上	危険物取扱者乙○	任意
		丙種	危険物取扱者丙	任意
	建築物環境衛生管理技術者		ビル管理技術者	任意
第2種電気工事士以上		電工○種	任意	
キ：冷暖房設備の点検業務	冷凍機械責任者	第2種以上	冷凍○種	任意
		第3種	冷凍3種	任意
	ボイラー技士	1級以上	—	任意
		2級	—	任意
	ボイラー取扱技能講習修了者		—	任意
	ボイラー整備士		—	任意
	2級冷凍空気調和機器施工技能士以上		○級冷凍空調技能士	任意
	冷媒フロン類取扱技術者	第1種	冷媒フロン技術者1種	任意
		第2種	冷媒フロン技術者2種	任意
	危険物取扱者	乙種第4類以上	危険物取扱者乙○	任意
		丙種	危険物取扱者丙	任意
第2種電気工事士以上		電工○種	任意	
ク：昇降機設備の点検業務	第2種電気工事士以上		電工○種	任意
	昇降機等検査員		—	いずれか1名以上必須
	2級建築士以上		—	
ケ：井戸用ろ過設備の点検業務	給水装置工事主任技術者		—	任意
	2級配管技能士以上		—	任意
コ：自動ドアの点検業務	2級自動ドア施工技能士以上		○級自動ドア技能士	任意
サ：地下タンク等の点検業務	危険物取扱者	乙種第4類以上	危険物取扱者乙○	いずれか1名以上必須
		丙種	危険物取扱者丙	
	地下タンク定期点検技術者講習修了証		地下タンク点検技術者	任意

## (注1)

様式第4号 申請する業務に従事する有資格者一覧表の保有資格名称の欄に、資格の略称を使用する場合は、上記一覧表の略称を使用してください。  
○種、○級の○には数字を入れてください。

## (注2)

任意の資格は、有資格者として認められる資格を示しています。